

2023年12月22日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久（青森県平和推進労働組合会議）

共同代表 奥村 榮（青森県労働組合総連合）

共同代表 古村 一雄（核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会）

「青森県を核のゴミ捨て場にしない」要望と公開質問状について（依頼）

貴職は、去る9月22日開会された定例県議会に「第13回核燃料サイクル協議会」の結果に関する知事報告で「青森県を核のゴミ捨て場にしない」「核のゴミ捨て場のように扱われることは絶対に許されないことを維持する」と述べました。この発言の趣旨は、当県民の会の主張と同様であり敬意を表すとともに、県知事職としてそのための具体的施策推進に最大限ご尽力されることを切に願います。

また、貴職は県政推進にあたって「青森新時代」「青森大改革」「県民主役の県政」「対話を重視」を強調されていることから三村県政を改革し、真に県民のための県政が実現されるよう併せてお願いします。

従って、上記の観点から下記により要望するとともに公開質問状を提出いたしますので、対応方についてよろしくをお願いします。

記

1、公開質問状（別紙）

回答は文書にてお願いします。

2、知事との対話集会開催

上記回答に対する質議応答。

※ 日時、場所は知事日程に従います。

3、「青森県・立地地域等原子力施設共生の将来像に関する共創会議」への意見反映。

4、核燃サイクル施設白紙撤回を含む検討。

連絡先 青森県八戸市根城9丁目19-9 浅石法律事務所内

☎ 0178-47-2321 メールアドレス miraiomamoru.kenminnokai@gmiiil.co

別紙

「青森県を核のゴミ捨て場にしない」公開質問状

核のゴミから未来を守る青森県民の会

- 1、知事が「青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地」とすることに反対する理由について伺います。
- 2、知事が「青森県を核のゴミ捨て場にしない」とする内容は、全ての放射性廃棄物の最終処分地と理解するが、それとも高レベル放射性廃棄物以外の廃棄物、例えば使用済燃料、TRU 廃棄物などの最終処分地はこれに含まないと考えるのか、知事の見解を伺います。
- 3、知事が「青森県を核のゴミ捨て場のように扱われることを絶対許さない」とする「扱われる」とは、どのような状況を想定しているのか、知事の見解を伺います。
- 4、県民の会は、青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例制定を求めています、条例制定に係る知事の見解を伺います。
条例不要とお考えならば、その理由をお聞かせください。
- 5、国に「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない法律」の制定を求める考えがないか、知事の見解を伺います。
- 6、国に「高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵管理期間30年から50年とする法律」の制定を求める考えがないか、知事の見解を伺います。
- 7、北村、木村、三村と三代の知事が、国に青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない確約文書を要請していることから、宮下知事も改めて、国に対して確約文書を求めるのか、それとも求めないのか、知事の見解とその理由について伺います。確約文書の法的拘束力について、どのように考えておられますか。
- 8、高レベル放射性廃棄物の本県での一時貯蔵管理期間は30年から50年とされ、遅くとも2045年4月25日までには最終処分場が操業されることが必須要件となっていますが、知事はこれが可能と考えるか、知事の見解を伺います。可能と考える場合の具体的根拠を明示してください。
- 9、搬出期限までに、最終処分場の操業が不可能と考えられる場合に、その対策について、知事は国、事業者と協議、検討する考えがあるか、知事の見解と対応について伺います。
- 10、多くの県民は、最終処分場の選定が難航している現状では、青森県がなし崩し的に（事実上）レベル放射性廃棄物の最終処分場となるのではないかと危惧していますが、知事がそうならないと考えておられるなら、その保証あるいは方策についての見解を伺います。

- 11、三村知事時代（2010年9月）に、海外返還低レベル放射性廃棄物を六ヶ所核燃料サイクル施設で受け入れることを決定していますが、これを白紙に戻すべきと考えますが、知事の見解を伺います。
- 12、1984年（昭和59年）7月に電気事業連合会が本県に原子燃料サイクル施設立地要請した際の資料に「低レベル放射性廃棄物処分場に将来、原発廃止措置で発生する廃棄物も含む」とあります。今後、電事連から同廃棄物の最終処分場を本県に要請されることが想定されることから、知事は早期に青森県として拒否することを明言すべきと考えますが、知事の見解を伺います。
- 13、電気事業連合会が2020年10月の第31回原子力委員会に提出した資料によれば、原発廃止措置は2001年から始められ、2040年までに5基が解体を終えるとしています。
- しかし、全国どこにも最終処分場が無く立地場所の選定や処分場操業に向けた具体的取り組みが見えないが、処分場は誰が、どのような選定方法と選定基準でいつまでに決めて、いつから操業を開始しようとしているのか国と電事連の考え方と計画について伺います。また、これに対する知事の見解と対応について伺います。
- 14、福島原発事故で発生した放射性廃棄物は一切青森県に搬入し、一時的、中間的貯蔵、保管管理及び最終処分地、埋設すべきないと考えるが、知事の見解と対応について伺います。
- 15、知事は、県民が核のゴミ捨て場に関して、どのような意見を持っていると認識していますか、またその根拠について伺います。
- 16、福島原発事故で発生したトリチウム汚染・処理水について、東京電力が福島県漁連に「関係者の理解なしに処理水のいかなる処分も行わない」と文書で約束し、政府もそれを認めているにもかかわらず、去る8月24日にトリチウム汚染・処理水を海洋放出したことは、約束違反であり、このような国の対応では、本県を最終処分地としない国の確約文書も守られる保証はないと考えますが、知事の見解について伺います。
- 併せて、知事は国の確約の重さを確認する意味で、電力と国に対して、上記確約を守り、海洋放出を中止するよう求めるべきと考えますが、知事の見解と対応について伺います。
- 17、福島の海洋放出に青森県漁業協同組合連合会が反対の意思表示をしたのは当然であります。今後、六ヶ所再処理工場が本格操業されれば、トリチウムの管理目標値年間9,700兆ベクレルの液体放射性廃棄物が太平洋に放出され、加えて福島の年間22兆ベクレルの液体放射性廃棄物の海洋放出もあります。
- 六ヶ所再処理工場の操業による放射能汚染被害不安は、福島の海洋放出以上に県内、東北、全国の漁業関係者だけでなく、観光、住民の健康等広範多岐にわたって長期かつ深刻となることは明白です。よって六ヶ所再処理工場の稼働中止を国、事業者に求めるべきと考えますが、知事の見解と対応について伺います。